

No	質問事項	回答
1	医療的ケア児の受入れは想定しているか。想定している場合、「障害児」の枠での受入れになるか。想定していない場合、今後の受入れは検討しているか。	本事業は、医療的ケア児を対象外としているものではありません。受け入れる場合は、「障害児」扱いとなります。一方で、受入体制の問題もあるため、医療的ケア児の受入れが困難な場合は、応募の際に、企画提案書等にその旨の記載をお願いします。
2	「障害児」の枠では、現行の障害児保育対策費のように、区分分けはなく一律400円での対応となるか。	お見込みのとおり、障害児を受け入れた場合はその程度に関わらず一律400円の加算となります。
3	子ども誰でも通園制度は「利用」と示されているが、この利用の定義は、子どもの預かりだけでなく、保護者同伴の保育参加経験も含むか。(初回の親子通園とは異なる場合の取扱い)	本事業は、「子どもの預かり」が必要です。ただし、親に保育等の状況を確認してもらう「親子通園」を実施することは可能です。
4	子ども誰でも通園制度による預かりを実施する場合、同学年クラスに入ることが条件か。子育て支援広場(つどいの広場ではなく、保育園の子育て支援で行っているもの)での保育も可能か。	事業実施に当たっては、歳児混合クラスでの実施も可能ですが、保育士の配置基準や面積基準を満たしていることが必要です。また、他の公費が充当されている事業との同時時間帯の職員の併用はできません(例：一時預かり事業)。
5	余裕活用型で、途中入園で定員が満たされた場合、年度途中で事業の一時停止を行ってよいか。	企画提案書(事業計画書)に記載いただいた受入可能枠については、事業期間中は維持していただく必要があります。途中入園による受入可能枠の削減や事業の一時停止を行うことはできません。
6	本制度で受け入れた児童に関して、在園児と同等の記録が必要になるか。月案等の記録は在園児の物があれば別途作成しなくてもよいか。	仕様書中、「3 業務の内容」(1)⑦に記載のとおり、必要に応じて支援計画等を作成いただき、保育記録については必ず作成してください。
7	急な退職や産休など、施設の想定外で職員が不足した場合、代替職員が見つかるまでどうすればよいか。	画提案書(事業計画書)の評価の際に職員数も考慮するため、原則、代替職員を確保願います。また、受入可能枠については、事業期間中は維持していただく必要があります。
8	子ども誰でも通園の専任職員が不足した場合、保育所における主任保育士を従事させてもよいか。その場合、保育所の公定価格における「主任保育士専任加算」が適用されるのか。	主任保育士として保育所に勤務している状態で、子ども誰でも通園制度の職員を兼務することは出来ません。左記加算の対象外となります。主任保育士として発令されている職員が、保育所に勤務していない時間帯において、誰でも通園に従事することは可能です。その場合の職員配置の考え方は、仕様書4ページ、「<5)及び6)についての補足説明>」→「一般型で実施する場合」→「イ 職員の配置について」ととおりです。
9	園長は管理者として長年園長職についているが、子育て支援員やその他の研修を受けなければならないか。	保育士資格をお持ちでない場合は、仕様書「3 業務の内容」(7)に記載のとおり御対応ください。②のとおり、事業者の管理者も受講を必要としています。
10	水道料金等の納付状況に関する調査同意書について、寺院の境内に保育施設があり、保育施設の運営主体が直接に水道の使用者名義になっていないが、実負担額を年間の水道利用料を算出している場合、本来の名義人の同意書を発行しても問題ないか。	実態に即した調査同意書を御提出いただければ差し支えありません。ただし、名義人の同意を得られない等の場合には御相談ください。
11	参加表明書の提出はpdfでデータ提出してもよいか。	募集要項に記載のとおり、紙資料で必要部数を御提出ください。なお、提出方法は郵送、持参を問いません。
12	本格実施(2026年度)の際、どれくらいの施設数を想定しているか。	あくまで各施設の実施意向が基になりますが、できるだけ多くの施設に御参加いただきたいと考えています。
13	今年度の試行の状況によって、委託料の変更を検討するか。	本事業の目的は、令和8年度からの本格実施を見据え、未就園児世帯のニーズや保育現場における課題等をしっかり把握し、国へフィードバックし、本格実施へつなげていくものです。その中で、委託料についても国において検討されると考えています。
14	障害児の認定はどのような想定か。(医師の診断を受けておらず、認定されていない場合があると思われる。)	客観的に障害を認定されている場合(障害者手帳等による)に、認定することを想定しています。
15	利用料の徴収方法について、どのような対応が想定されるか。	保護者から各施設において直接徴収いただくことを想定しています。
16	昼食代、おやつ代は実費での徴収でよいか。アレルギーや宗教食など対応できない場合はお弁当でもよいか。	昼食代等について、実費徴収で差し支えありません。また、アレルギー食等について対応できない場合、弁当の持参をお願いして差し支えありません。
17	子ども誰でも通園制度の試行の事業を実施するに当たり、保護者に実費負担を求める予定だが、以下の内容の負担を求めることができるのかを確認したい。 ① 園バス利用料(利用者のみに1回〇〇円といった負担を求める。) ② 年間登録料(利用者に一律1000円程度の負担を求めるもので、保護者とのやり取りに活用するメール利用料や利用者バッジ料など、利用に当たって、掛かる費用を一括して求めるもの。) ※ ②については、負担項目を細分化した方がよいのか、そもそもこういった徴収は認められないのか等の考え方を確認したい。	実費徴収については、「用途」及び「金額」を公表のうえ、利用者の同意を得ることを前提としています。なお、①の園バス利用料のように内容がわかるように記載いただくことを想定しており、②のように内訳が利用者に伝わりにくい表現は避けてください。必要経費が複数にわたる場合であっても、各項目について具体的に列挙いただくようお願いいたします。(別紙4に記載いただき、記載欄が不足する場合は別紙等を御用意ください。)
18	既に施設独自のプレ子ども誰でも通園事業を実施しているところ、現時点では対象者を在園児の兄弟に絞っている。本プロポーザルで採用されることとなった場合、プレ事業と同様の利用者資格に絞って運用することは可能か。	利用者を広く公募することを想定しているため、御質問にあるような運用はできません。